

決算審査特別委員会

日 時 令和4年9月16日（金）

9：00～12：09

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員7名（欠席：なし）、山本議長

説明員 なし

傍聴者 なし

書 記 浅田事務局長、花倉書記

○久代委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和3年度の決算審査特別委員会を再開いたします。

まず、皆さん、決算案の聞き取りの段階までの資料提供された、執行部からされた案件については、決算審査特別委員会のページに、タブレットに貼り付けていますので、これまで担当課から提出されたものについては貼り付けていますので、御承知おきいただきたいと思います。

それと、本日の決算案審査については、委員の皆さんからたくさんの意見が提出されております。あらかじめペーパーに印刷をしております。お手元に配付していますので、それを御確認ください。これからの審査にペーパーで基本は行いますので、よろしくお願いします。それと、審査意見書の全般以外はページ数も振ってありますので、主要施策の成果及び財産に関する調書と一緒に見ながら、これからの審査を進めていきたいと思いますが、決算審査の議事進行上について御意見ありますでしょうか。

古都勝人委員。

○古都委員 日程もつくっていただいておりますが、それにのっとってやればよいとは思いますが、過去の例を見ておまして、今回は特に連休があるというようなこともございますので、本日は出すか出さんかというような話をさせていただいて、連休中に文言等は検討いただいて進行したらどうかと思いますが、どうでしょうか、ほかの委員さん。

○久代委員長 古都副委員長からそういう意見がありましたけども、どうでしょうか、皆さん。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、早速審査意見書（案）についての審査を再開いたします。

まず、全般についてということですが、それぞれこの意見書を提出された、案として提出された委員の皆さんからの、まず最初に発言を求めて進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

全般について、岡本健三委員。

○岡本委員 3つとも私が提案しましたけども、まず、①は昨日、総務教育常任委員会で採択ということになった陳情の内容とも重なる面がありますけれども、現在でも、日南町でも会計年度任用職員の方、住居手当や勤勉手当などが支給されないなど、休暇でも有給じゃないものがあったり、正職員では有給のものが、有給でないものがあったりしますので、そういった格差を縮めていただくとともに、やっぱりお金が必要になってきますので、財政措置、国に求めてもらいたいというのが一番の趣旨です。

どうでしょう、2番、3番も一緒に説明しますか。

○久代委員長 続けて発言してください。

○岡本委員 続けて、分かりました。

それと、2番については、これは皆様もよく御存じのことだと思いますけども、職員全体としては4割以上女性の方おられますけれども、管理職になると非常に少なくなります。本会議でも女性で出席されてるのはお二人だけということで、議員も全員男性っていうのもこれも本当は何かしなきゃいけないんですけども、まず執行部に求めることとしては、女性管理職の比率を高めるべく努力していただきたいということです。

それから、3つ目、これは3月の一般質問でもやりましたけれども、ケアワーカーについて処遇改善補助金ということで、日南町でも病院と福祉会ですか、これは処遇改善補助金申請して少し給料上がってます。ちょっと保育所については日南町ではやらなかったとこなんですけども、そしたら、上がったといっても月に1万円に満たないくらいの処遇改善で、ケアワーカー、特にコロナで御苦労されてますし、それ以前にもうケアワーカーの処遇というのが低過ぎますので、思い切った処遇改善を図っていただきたい。そのためにはやっぱり財政措置というのが必要になるので、それを国に求めていただきたいというのが意見の趣旨です。以上です。

○久代委員長 ただいま岡本委員から全般についての発言がありました。

この意見について、岩崎昭男委員。

○岩崎委員 おっしゃいましたように、昨日陳情等あったりしたと、それを審議したということもありますけれども、決算審査という位置づけの中におきましては、現在、国の上

位法令に規定された形のものであり、かつ町の例規、これにのっとって執行された予算だと思います。そういう意味におきましても、この決算審査意見というものにはなじまない案件ではないかと、意見ではないかと思います。ということで、この分につきましては意見として上げないということで、私は思います。以上です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 私も、特に1番、3番については国に必要な財政措置を求められたいというのは、これは議会のほうからの働きかけもやっていくべき事柄でもあります、意見書として。そういった意味において、自分もこれは決算審査にはなじまないと思います。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 なじむかなじまないかというところはちょっと分からないんですけども、決算審査意見というのは結局は何に反映されるかという、次の予算の作成のときに反映されることになると思うんですけども、そういう意味では、私は予算づくりに、もちろん、だから例規の変更も含めてということになりますけれども、予算づくりに役立つ意見であれば採用していいのではないかと思って上げました。私の意見はそういうことです。

○久代委員長 そのほか、この全般について。

荒木博委員。

○荒木委員 この中で、先ほど、今日初めて読んだんですが、その中で、女性管理職の比率を高めなさいという、要するに職場で女性の比率をといつも言っておられますよね。私は女性であるとか男性であるとか、そういうのは一切、全然関係ないというのが私の考え方なんで、優秀な方、能力のある方、やりたい方、そういう感覚で私は考えていただきたいというふうに思います。

○久代委員長 そのほか発言。

岡本委員。

○岡本委員 ちょっと今の発言は語弊があると思うんですよ。

○荒木委員 何ですか。

○岡本委員 ということは、今結果的に管理職に女性の方が非常に少ないというのは、女性のほうが、じゃあ、もし今現在能力主義で、完全に能力主義で採用されてて、結果女性の方が少ないというのは、職員の比率としては多いのに、管理職に少ないということは、それではまるで女性の方が男性の方に比べて能力が劣ってると、だから、管理職に少ないんだというようなふうにも聞こえてしまいます。もともと男性管理職が多かった、それで

男性管理職がどうしても人事評価もするわけですよ。昇進にも関わってくるので、バイアスがどうしてもかかってしまう、自然にかかった結果、やっぱり能力よりも、能力でいえば半々になるはずなんですよ。だって、人数の比率が半々なんだから、半々に近いんですから、女性のほうが能力が劣ってるようなことは絶対あり得ないんですから、そんなことは、普通に考えて。だから、そういうバイアスがかかって今のような状況になっているんだから、それを何とかしてくださいというのがこの意見の趣旨です。説明はしときます、一応。（「委員長、採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）

異議ありません。

岡本委員から提案のあった全般についての、これを取り上げるか取り上げないかの採決をしていきたいと思いますが、どうでしょうか。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、全般の１から３について、取り上げるべきだと考える委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 １名です。

取り上げなくてもよいと思われる委員の皆さんも挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという委員の皆さんが多数でありましたので、これは取り上げないことに決しました。

次、総務課については、この意見を提案された委員の発言を、まず求めます。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ファイリングシステムについては、これまでも指摘をしてきた経緯がありますけども、新しい庁舎を造ってファイリングシステムを導入したときの説明は、もう机の上、机の周りには帰るときには一切書類がない状態できれいにして帰ると、日常業務中には机の上に書類等があるわけですが、そういうことだったんですが、実際現場を見ると、机の上、それから机の下や周りにも書類が積まれたままになっておる状況があります。このことは、この文章中にも書いてますけども、昨年町民から出された新エネルギーの導入補助金の申請書が約３か月間放置されておって、町民から指摘、当事者から指摘があるまで全く放置されていたというような状況もあつとります。やっぱりそういったことの事例が発生するというのは、きちんとファイリングシステムと一言では言いますけども、

文書、書類の管理ができてなかったということであろうと思いますので、指摘事項として上げさせていただきます。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 確かにファイリングシステムを導入されて、しっかり整理されるべきではあると思います。ただ、これは担当者の問題でもあり、努力をしていただいて、どうか、仕事っていうか業務がはかどるような感じにしっかりとやっていただきたいと思います。審査意見まで上げなくてもよろしいんじゃないかなとは思いますが。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 現場でしっかりやってもらえれば意見に上げなくてもいいということになると、相当の項目、分野において、議会として意見を申し述べることはないというふうになると思います。皆さんの総意で決めていただければいいんですけども、やっぱり担当者のみならず町長、副町長をはじめとした指導者の体制の問題もあると思いますので、ぜひ上げていただきたいと思います。

○久代委員長 そのほか発言ありますか。

岡本委員。

○岡本委員 普通に3か月間補助金申請書が放置されてるというのはかなりの問題だと思いますし、意見として取り上げたほうがいいんじゃないでしょうか。

○久代委員長 そのほかありませんか。

そのほかの皆さんの発言を求めます。

大西保委員。

○大西委員 予算審査のときに具体事例があったんでしょうか。ちょっとそれが分からないんで、決算のときに。これはやはりいろんな仕事に関係すると思うんです。全ての仕事に関係すると思うんですよ。やはり連絡、報告、相談というんですか、日々簡潔に問題っていうのは上司が見ないといけない、処理は、以前も伝票処理を引き出しの中に入れてたということもございました。それは担当者じゃなしに、やっぱり上司がチェック、そういうスムーズなことは大事だと思うんで、実際の事例がちょっと分からなかったもので、私としては意見というよりも、これはまた審査意見までいいんじゃないかなという感じはしますが、以上です。

○久代委員長 そのほか。

坪倉委員。

○坪倉委員 このことについては、今年3月の予算審査の中でこういう、3か月間放置されていた事例があったと、ファイリングシステムにどう取り組むかっていうところについては質疑をいたしました。ただ、大西委員も言われるように、全ての仕事の流れ、基準として、それが確立されていない、守られていないっていうのはやっぱり一つの業務執行上の問題だと思います。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 かつていろいろ、徴収に係る事務が課内で引き継がれずに滞納が発生したという事例もあります。それも、このファイリングシステムのある意味、整備の不備、要するに積んであるものの下のほうにその重要な書類が移ってしまったというような事例もありました、確かに。それから改善するように指導してきましたけど、ただ、今現在、そのファイリングシステム機能が改善されているのかいないのかというのは、ちょっと自分、十分認知、調査というかな、認識していません。実際には、こういうことは大変大事なことでありまして、町民にとって。現在、改善されているのかいないのかというのは認識していませんけど、こういうことは基本的なことですので、自分は決算審査意見として載せてもよいのではないかと、今考えております。

○久代委員長 そのほか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ファイリングシステムという言葉が出てくるんですけども、いろいろと話を聞くに、ファイリングシステムの問題とか、もちろん一部あるかもしれませんが、やっぱり職務に携わる職員の、何ていうんでしょうかね、ファイリングシステムに限らずもうちょっと広い意味で、何か問題があるのかなというのはこういう事例を見ましてもあるかと思います。もう少し、各課としてファイリングシステムにつきましても、実際に研修会というのを毎年行っておると、最近ですね、というような実態もございます。上げるとしましたら、そこら辺りの書きぶりをもう少し検討すべき事項ではないのかなと思います。どういうふうに書いたらいいのか、ちょっともう一つ自分でも整理はできないんですけども、上げるとすればそういうようなふうな言葉に変えるべきだろうなとは思いますが、どうでしょうか。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 ただいま岩崎委員のほうから発言がありましたが、平成14年7月にここの役場、今の庁舎に役場が移転しまして、平成15年だったと思いますが、ファイリングシ

システムを導入されて、いわゆるカウンターの下にロッカーが置いてありますが、あそこに毎日しまいましょうということで、主査がいなくても副査がそれがすぐ出せるという体制をとっているのですが、今坪倉副議長が言われましたけれども、確かに私も机周辺がきれいになってるとは思っておりませんが、事実上、もう書類が満杯で入れ場がないというのがあって、年に1回、先般やっておられましたけれども、倉庫のほうに持ってこう思うても入らんということです。今の、岩崎委員言われましたけれども、そういった対策も含めて、書類保管の期限あるいは置場あたり、かつては車庫棟に帰りにみんな入れておりましたけれど、町史編さんとかいろんなものが部屋を使って置場がないというのが実態だと思うので、検討するのはそういった書類を今後どのようにやっていくかというようなことを突いたほうが、ファイリングという言い方よりもいいんじゃないかなと思いますので、若干調査して、もう一度みんなで検討したほうがいいのではないかと。私は、確かに提案された方の言われる机周辺とか、いろいろ問題があると私も感じております。事務室でお茶を飲むこともいけないということで、休憩室のほうでやれというような時期も当初はあったですけれども、現在はそういった職員が増えとるし、座るところもないというのが実態だと思いますので、全体的な表現にしたほうがいいんじゃないかなというような気がして、御意見を伺っておりました。以上です。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 ファイリングシステムのメリットというか、意義っていうのは、文書整理が一番でありますけれども、その業務の進行状況を室長や課長がボックスを開けることによって分かるということも大きな意義であります。そのファイリングボックスが不足するなら、その体制も含めて必要だと思いますし、古都委員が言われた文書の保管場所がないというようなことについては、それこそ審査意見に上げるまでもなく、当然職員の方が対応されることであろうと思っております。

○久代委員長 そのほかありませんかね。

大西保委員。

○大西委員 ファイリンクシステムという名前があるんですが、私自身、以前ファイリングシステムというよりもISOの関係で話したときに、文書管理なんですね。当時、ISOいうたら何ですかっていったら文書管理という、総務課長が言われた、僕も哑然としたんですが、でも、最低限は文書管理、要するに有効期限である見直しは年に一度やるとか、私はいろいろそういったことをやってきましたし、民間でね。行政として残させなければ

ならない書類というのは決まっとるわけ、例えば協定書であるとか、以前協定書が探してもないということも最近ありました。そういうのは唾然としたんです、行政としてあるべき姿は条例であり協定書であり、それで日常やってる業務。それと驚いたのは、一つ一般質問でもしたんですけども、お客さん、町民の苦情というのはこれ物すごい大事なことで、苦情処理、やっぱり日々記録残す、そしてしていく、こういったこともされてなかったような感じしたんですよ。私、県の関係も国の関係も仕事したことあるんですけど、日々報告、記録残して全てパソコン上で全部上司まで見てるとというのがふだんです。そういった仕組みという人の流れ、報告の流れというのがこのファイリングシステムを見ながら、これ大きな問題だと思いますし、町民側から見たらなぜとなると思うんです。やっぱり町民サービスという観点からいくと、基本的には、この中身ちょっと考えながら、やはり業務の進行、町民が見た管理になるような形にちょっと文章変更をしながらでも、一応私はそういう意味をちょっと話ししておきたいと思います。

○久代委員長 この意見を取り上げることながら文言を一部修正するということを、私のほうから提案したいと思いますけれども、皆さん、どう思われますか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、総務課の一般管理事務については、意見書として取り上げますけれども、ただし文言については後刻、再度提出することといたします。

次に、職員健康福利厚生事業。28ページです。

岡本委員。

○岡本委員 すみません、最初にちょっと訂正をさせていただきます。特別職や管理職向けのって書いてありますけれども、特別職向けにしてください。管理職向けは、もう既にされてるということでしたので、担当の方にも、総務課にお聞きしたら。ですので、特別職向けの人材育成セミナーを開催し、職員のメンタルヘルスや職場での権利について、近年の動向と対処方法を身につけられたいということで、やっぱり特別職も一部の方は受けられてるということなんですけれども、特別職全員がきっちり受けて、必要な知識だと思いますので、メンタルヘルスに問題のある方が結構おられるという話だったので、やっぱりそこは、何ていうのかね、上に立つ人間という言い方がいいかどうか分かんないですけど、特別職がしっかりと知識を身につけて対処するべきだと思うので、セミナーを受けたほうがいいと思います。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 今の管理職向けをちょっと削除されるということで、私は特別職と管理職という目でちょっと思っておったんですけど、それは特別職っていったらもう限定されますんで、逆に言うと、こういった対処方法を身につけていないと、逆を取れば、そういう形になると思うんですが、この予算のほうでは、職員の健康福祉厚生事業の中でメンタルヘルスであるとか、以前はほとんど100%なかったとか健康診断とかあったわけですよ。ここ数年ほとんど100%達成されてますし、カウンセリングもされてますし、僕はこの事業についてはオーケーだと思うんで、あえて特別職に限定して、身につけるようなセミナーを開けというのはどうかと思いますんで、これは取り下げるべきだと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 皆さん、どうでしょうか。取り上げるか取り上げないかについて。（「採決したらいい」と呼ぶ者あり）

それでは、採決をいたします。取り上げるべきだと思われる委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもよいと思われる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数です。よって、この職員健康福利厚生事業については、取り上げないということに決しました。

続いて、町有財産整備管理事務について、30ページです。この意見を提出された委員の発言を求めます。

坪倉委員。

○坪倉委員 これ書きましたけど、決算審査として適切ではないのかなと思っております。要するに予算に組み込まれなかったということが大きな問題でありますので、計画にありながら予算や事業に反映されなかったという指摘であります。

○久代委員長 坪倉委員、今の発言だと、取り上げなくてもいいというふうな趣旨の発言にも聞こえましたが、どうでしょうか。再度確認しておきたいと思いますが。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 皆さんの総意で決めてもらえばいいと思います。

○久代委員長 分かりました。

それでは、この町有財産整備管理事務についての発言を求めます。

岡本健三委員。

○岡本委員 すみません。私は計画の実行というのも問題ですけども、そもそもちょっと計画に、実現可能な計画必要なのかどうかということも、必要というか、よい計画なのかどうかも含めて、そちらから検討する必要があると思うので、この意見はちょっとどうなのかなというふうに、取り上げなくてもいいのかなと思いますけれども。

○久代委員長 採決をしてもよろしいですか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

取り上げるべきだという意見の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもよいという委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 よって、町有財産整備管理事務については、取り上げなくてもよいという委員が多数でしたので、取り上げません。

次、防災対策事業、39ページの生活困窮者自立支援事業の90ページです。

災害用に備蓄されている生理用品のうち、製造日から一定の期間が経過したものを更新し、備蓄されていた生理用品を生理の貧困対策などに利用されたいという意見です。

岡本健三委員。

○岡本委員 これニュースにもなってるんで、皆さんも御存じではないかと思うんですけども、広島市でしたかね、どこかでは20年以上備蓄されていて、もうどうにもならなくて捨てるかどうかどうしようかみたいなことで、今問題になってるようなんですけど、ほかにも幾つかの自治体で、なかなか防災備蓄品の中の生理用品っていうのには目が届かないらしいんですね。食品はもちろん当然定期的に変えますけれども、そういうところでこの備蓄生理用品の、製造日を確認して、法令上の有効期間っていうのはないんですけども、大体メーカーが言ってるのが3年。何か3年過ぎても使えるけども、さすがに20年たったら使えないっていう。日南町ちょっとどうなってるか分からないので、確認していただいて、それで更新する、更新して、更新しなければいけないのを更新すると。それで、まだ使えそうだなっていうものは、更新は必要だけどまだ使えそうなものは、やっぱり生理の貧困対策せっかくされてるので、そういうところに利用されて、無駄のないようにしていただければなという意見です。以上です。

○久代委員長 古都委員。

○古都委員 テレビや新聞ではこういう話が今いっぱい出ておりまして、私も調べてみま

したら、日南町においてはそういった20年のもんでもなくて、生活困窮者にも限らず、現在も役場や保健センター、文化センター、それから社会福祉協議会、小中学校等には、そんなに古いものでなくて期限のあるものを既に配置しておられるようです。なおかつ、利用者の状況につきましてはほとんどないという状況ですので、生活困窮というような問題とか災害とかいう問題でなくて、既に日南町ではおおむねのところに配置がしてあるので、この意見は提出する必要があると思いますので、皆さんの同意をいただきたいと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 配置がしてあるということは知ってます、私も当然。利用がないということもあったので、その利用がないことについては何が問題かということは審査の中で申し上げましたけれども、この意見の趣旨は、災害備蓄品についてはほかの自治体で問題になるので、日南町でも確認してくださいと。もし生理の貧困対策にも回せるようなものがあれば、回してくださいという、そういう意味合いです、単なる、単に捨てるだけじゃなくて。もし備蓄されてる中で、そんな更新する必要があるものがないということであれば、それはそれでしょうがないですし、そういうことです。

○久代委員長 近藤委員、先に発言してください。

○近藤委員 こういった取組はほかの、先ほど岡本委員もおっしゃっていましたが、食料品などについては活用されています。そういった精神を広げていただけるだけでいいですし、それからまた、備蓄されて、要するに今、俗に言う賞味期限というかな、効能期限といえますか、それが切れたものを貧困対策というような名前の下で配付するという表現自体にも何かちょっと疑問を感じます。これはそういった意味において、決算審査の意見書に上げる必要はないと思います。

○久代委員長 古都勝人委員。

○古都委員 先ほど提案者から説明いただきましたが、実際に日南町ではそういった対策が取られておりまして、貧困対策なのか災害対策なのかよく分かりませんが、言っとられることが。議会だよりでも1回取り上げまして、写真をつけて町民に広報した経過もあります。私が調べて申し上げておりますので、やっぱり意見審査、決算審査にはなじまない項目だと思いますので、取り上げないほうがいいと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 岡本委員が言われるのは、調査をして、あるようだったらこういう対策を取

ってほしいという意見だと受け止めました。まず、委員会として、使用期限を超すようなもの、超したものがあるかどうかというのは確認をした上でないと、こういう意見は書けないと思うわけです。ですので、岡本委員の言われるように調査してくださいというようなことでは意見の対象にならないと思ってますし、全体を通して、意見書に上げる項目、上げる必要はないと思ってます。

○久代委員長 私の責任で、備蓄用品が、特に生理用品について有効期限内のものなのかどうかを確認をいたします。そして、皆さんに後刻報告いたしますし、この決算審査の途中の中でも確認をします。これは確認してからの、取り上げるかどうかを決めたいと思いますので、よろしくお願いします。

近藤委員。

○近藤委員 確認してもらうことは結構ですけど、やはりこれは決算審査の意見としてはなじまないということですので、その確認はしてもらって、もらうのは構いませんけど、この意見書としては上げる必要はないと自分は思います。

○久代委員長 という近藤委員からの意見でしたが、古都委員。

○古都委員 私も同感であります。実は昨日、総務課にも確認に行きました。2名の女性の方で、どうですか言ったら、トイレに貼ってあると、そういうことが。それから、受付に来てもらえばいいと。それから、福祉保健課にも確認いたしましたら、さっき申し上げましたところには確実に配置ができておるので、御心配は要りませんという返事ですので、委員長がわざわざ再度確認される必要はなかろうかと思っておりますので、私の意見も勘案していただければいいと思います。

○久代委員長 岡本委員、どうですか。

○岡本委員 委員長がおっしゃるとおり、まず災害備蓄品の中にそういう、更新する必要があるものがあるか、生理用品があるかどうかということを確認していただくというのがいいと私は思います。（「防災対策」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 近藤委員から確認する前に、もうこの意見は採択する必要はないんじゃないかということでしたけども、一応私の責任で確認させてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。これは保留といたします。

次、一般会計の歳入と基金、257ページです。あらかじめ皆さんから出された意見を冒頭に朗読するのが筋でしたけども、朗読していませんでしたので、これからは朗読をいたします。

一般会計歳入の森林環境譲与税 5, 730 万 9, 000 円を森林整備基金に積み増しし、基金残高が 6, 227 万 5, 000 円になっている。この基金の使途についての明確なビジョンが必要であるということで、この意見は私が提出いたしました。決算の調書及び決算書を見ていただければ間違いありませんと思います。特に森林環境譲与税については、今年度、3 年度に限らず、次年度から町長の答弁でもかなり、9, 000 万円ぐらいになるというふうな見込みを言われておりますし、林業の町ですので、林業政策全般についてやっぱり明確なビジョンがあったほうがいいじゃないかと。やみくもに基金に積むだけではいけないと。やっぱり有効な基金を取り崩しながら、有効な使途をしてもらいたいということで意見として上げさせてもらいましたが、どうでしょうか。

近藤委員。

○近藤委員 これは上げてもらっても、上げたほうがよいと思います。要するに、基本的には自由に使えるお金ですので、やはりこういったビジョンをしっかりと町のほうで共有して、みんなで共有していく必要があると思いますので、これは上げてもいいと思いますが、必要であるでなしに、ビジョンを示されたいというような、要するに、何かな、町民みんなに、こういったビジョンで森林環境税を使っていきたいというのを表明してほしいという文言に変えたほうがよいではないかと思います。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 私もこれは意見に上げるべきという思いを持っております。1 つの事例を言いますと、私、一般質問のときに J-クレジットの話をしたときに、森林譲与税をいろいろ調べました、全国の県であるとか市町村の調査しますと、もうすばらしい使用の、使い方を明確に掲げておられます。ですので、そのようにやはり日南町も多額の森林譲与税も入りますんで、やっぱり有効活用、森林の町ですので、これは早くビジョンとして明確に出すべきだと思います。この意見は取り上げるべきだと思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 この意見取り上げるべきだと思いますが、もう一つは、今日の紙の意見書（案）の 4 ページに私が記載をしております。森林環境譲与税の使途を会計年度独立の趣旨に沿って、分かりやすく明示されたいということが一つあります。この使途については、法律に基づいてホームページで公表されていますし、それから決算書にも出てますが、非常に分かりにくいです。もう繰越し繰越しで、何年度のお金が、その年に幾ら使われたのか、次年度繰越しで幾ら使われたのか、また再繰越しがあるのかというようなところが、

非常に分かりにくいですが、この公表された表を見ても。そういうことも併せてお願いをしたいと思います。

○久代委員長 ということは。（「委員長にあとは」「文言が先です」と呼ぶ者あり）文言を整理して、この一般会計の歳入と基金については取り上げるということで、皆さんよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

分かりました。

続いて、2番、企画課、44ページ。職員提案制度は、職員の町政運営への意識づけとスキルアップに有効な制度である。令和3年度は2件の提案と低調であった。提案に参加する意義を周知し、活発な制度になるように努められたいという意見です。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分とすれば書いてあるとおりで、それから続いて、次のあれも同じことがダブって載っておりますので、次の分は取り下げてもらって結構です。

ここに書いてあるとおりでありまして、せっかく職員提案制度というのがあるわけですが、自分も参加して大変面白い提案をされる方もおられるわけですし、そういった皆が、職員の方がやはり参加しやすく、みんな興味があることをささいなことでも提案するという姿勢、それが町の運営に期するということを認識する上で、もっと活発な職員提案制度にしてほしいと思って提案しました、上げました。

○久代委員長

近藤委員からあったように、企画課一般管理事務については事務方のミスですので、確認をしておきます。ですから、この案件について。

大西保委員。

○大西委員 今提案者というんですか、発表ありました。私もそれ同感でございまして、実は私、2年前だったと思うんですが、一般質問で町長にいただきました。そうすると、当時の、前町長かな、発案者は。ところが、現町長が発案者でということで、1年目は見ていませんでしたが、それ以降何回か参加させていただいて、中身のスキルアップ、これ言うともう出さないとになってしまうか分かりませんが、本当に政策提案であるとか、それから職場をまたいで、自分の職場じゃなく、いろんな提案出ました。これいいことだと思います。ただ、ある時期に本当に責任を感じて、その課だけが出しておったというときもありまして、残念だなと。やはり現町長が発案して、こういった職員のレベルアップを図ろう、政策提案、立案提案の能力を上げようということですが、私もこれ出そうと思っと

ったんですけども、一般質問もしておりますし、やはり審査意見としてどうかなということ、あえて出す必要は、ほどではないかなと私は思っております。思いは一緒なんですよ、思いは一緒で、私そのとおりですが、私もこれをあまりにも低調で2件しかないのは残念でたまりませんが、やはりこれは執行部としていろいろ聞いておられると思いますが、またそこまで出さなくてもいいんじゃないかなと、思いは十分分かっておりますが、いかがでしょうか。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 決算審査の聞き取りのときにも質疑をいたしましたけども、この制度は一つのきっかけとしては有効だと思いますが、しかし、日常業務の中で、例えば町民との接触の中で、日常業務の中で職員が今の施策について改善すべきこと、新たな施策を設けるというようなことについては、管理職であつたり町長と日常的に協議をして施策の立案につなげるということは、日常的な職員の意識としてあるべきだと思っております。ですので、職員提案制度、何かセレモニー的な感じも私はしておりまして、あまり必要じゃないというふうに思ってます。ですけども、町政運営の意識づけ、スキルアップというところについては、職員の方には鋭意努力を求めていると思います。

○久代委員長 という意見ですけども、職員提案制度について、取り上げたほうがいいのかという意見の方の発言を求めたいと思いますけども。（「採決、採決」と呼ぶ者あり）ほかにありませんか。

岡本委員。

○岡本委員 私も取り上げたほうがいいのかと思いますけども、普通に。駄目ですか。いや、何ていうか、重要なことで、具体的にはいろいろやり方はあると思いますけれども、やっぱり職員の方、特に若い職員、もちろん年配の方もいろんな方がいろんなやり方で提案をしていただくというのは、イベント的になるのはよくないというのは同僚委員の方おっしゃっていましたが、もちろんそうじゃなくて、実際に活用できるような提案をぜひどんどん出していただくということは。

○久代委員長 意見書に出すべきだという立場からの発言でしたね。

近藤仁志委員。

○近藤委員 自分とすれば、自分これ出した、ちょっと静かに、すみません、お願いします。自分がこれを出した意義は、要するに、人の前で大きな声で自分の考えを話すということが、やはりいろんなことをやっていく上で大変有意義なことでありまして、そういっ

たことが、要するに日頃の職務の中で、町民に対して接するときにも有効に資することがあるので、やはりこういう制度はもしやられるなら、もっともっとその意義を周知して、より多くの方に参加するようにするのが、この職員提案制度の本来の意義ではないかという、これを町政に反映するとか、そういう目的でなしに、日頃思っことをやはり身近に感じて、参加する方向に持って行ってほしいという思いを込めて提案ただけであります。皆さん方の審議にお任せします。

○久代委員長　という提案者からの御意見でしたけども、どうでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員　施策に反映させることが主たる目的じゃないですか。（「じゃないと思うよ、わし」と呼ぶ者あり）先ほど言われたように、大勢の前で発表するとかというようなことについては、個性といいましようかね。個人の特徴といいましようか、そういったこともあるので、それを必ずしも人の前できちんと発表できる職員でなければならないということには、現状限らないと思います。職員の中でも様々な個性があったり特技があったりするので、でも、これは提案制度が施策に反映させることが第一の私は目的だと思ってますし、そういうことでないと逆に意味がないのかなと。

○久代委員長　近藤仁志委員。

○近藤委員　はっきり言って揚げ足取られるようなことを言われりや、ちょっとねショックであります、自分が思っていることを発表する、それがひいては町政に反映するというスタンスではないかと思うわけなんです。自分はこういう町にしたいとか、その町政に反映させるために、この予算を増やしてほしいから提案するんとか、そういった意味でなしに、ひいては町政に反映することを望むわけですよ。自分がやっぱり日南町のためにこういうアクションを起こしたほうがよいとか、こういうところは要らない行事ではないですかとか、そういった疑問に感じること、町に対して、日南町の中の。それを反映することがひいては町政に提案をするということで、ただ単に、それをこの審査で皆さん方の意見が言うように、何とか事業の何とか費をどうこうするとかいうようなことでなしに、思いをぶつけるという、それが一番のスタンスで、それがひいては町政に反映される、そういった流れで自分はあると思っておりますので、それは皆さん方、これ必要あるなしは抜きにして、自分はそのように考えております。

○久代委員長　岩崎昭男委員。

○岩崎委員　いろいろとお話を聞きましたが、基本的にこれは職務の一部としてやるべき

ことでは私はないと思います。いわゆる町長の考え方によって、ふだんの仕事とプラスアルファの部分でやはりやるべきことだと思います。方向性としては全く問題はない、いいことなんですけれども、じゃあ、この職員提案という位置づけで全職員に出せということまで、拡大していくとそういうような位置づけになるわけなんです。ですから、それをあえてここの、どういうんでしょうか、決算審査の中でそこまで求めた意見として出すのか、要はプラスアルファの部分で職員自らが手を挙げるという、確かに数は少ないんですけども、あえてそれをどんどん行け行けだったら、全員に職員提案をせえというところまでに行くべきような制度でもないと思うわけです。（「決算書に書いてあるだもん」と呼ぶ者あり）書いてあっても、そういうところでやっぱり、制度的にはいいんですけども、あえて求めるものではないと私は思います。

○久代委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと現実的にできるかどうか分かんないですけど、私としては、この提案のために職務時間の一部を使って、例えばグループで、プロジェクトチームをつくって話し合うとか、そういう働きかけもあってもいいと思うんですよ。（「してるよ」と呼ぶ者あり）だから、別に全員に広げろとは言わない、例えばですけども。だから、そういうことも含めて、当然職務の1つなんですけれども、職務の1つとしてちゃんと位置づけてやるというようなことも含めて、もうちょっと、何ていうんですかね、職員の方に町政の未来を考えていただくという意味合いも含めて、ちょっとしっかりとした事業にしたいと私は思います。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 かなり意見が出尽くしましたが、採決してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この企画課一般管理事務の職員提案制度の件について、取り上げるべきと思う委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 2名です。

取り上げなくてもよいという委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという委員が多数でありましたので、この企画課一般事務の職員提案制度は取り上げないということに決しました。

次の青年結婚・UIターン促進事業、朗読します。県のふるさとでの新しいライフステ

ージ補助金、補助率2分の1に基づく補助事業である日南新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいばかりでなく、町外移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。県が要綱を改正するまで当該事業を休止されたいという意見です。

岡本健三委員。

○岡本委員 以前にも出したんで趣旨は御存じかと思いますけれども、それで付け加えると、令和3年度は利用件数ゼロ件、2年度についても1件だけ、しかもその方もたまたま移住してきた方がこの制度があるよと教えてもらって利用したというだけであって、この制度自身が移住者の、何ていうんですかね、移住者をこちらに、日南町に来てもらうという、そういう働きづけにはなってませんし、やっぱり非常に制限が多過ぎるというのはちょっと私は非常に引っかかっておりますので、これは一旦やめたほうがいいんじゃないかと私は思います。

○久代委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確におっしゃるとおり、いろいろと条件というか制限がある助成制度であります。これは県が定めた助成制度、それを町も利用しとるという形なんですけど、ここに、意見にありますように、県が要綱を改正するまで当該事業を休止されたいとありますけれども、ある制度は有効利用して、やはり県内の自治体が、日南町も含めて、移住定住を推進するということには何ら問題ないと思います。そういう意味でいって、あえてここで意見を上げるということはしなくていいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 皆さん、どうでしょうか、そのほか。（「なし」と呼ぶ者あり）

この意見を取り上げるべきだという、再度発言がありますか、岡本委員。よろしいですね。（発言する者あり）

○岡本委員 いや、いい、採決してください。

○久代委員長 それでは、青年結婚・UIターン促進事業についての採決をいたします。取り上げるべきだという委員の皆さんは挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもよいと思われる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数であります。よって、この意見については、取り上げないということ

に決しました。

続いて、地域振興センター管理事務、54ページです。各地域に地域担当職員を配置しているが、役割が曖昧で機能しているとは言い難い。職務を明確にし、自分事として地域に溶け込んだ活動に努められたいという意見です。

近藤委員。

○近藤委員 意見書というか自分の思いを書いただけなのかもしれませんが、要するに今の地域担当職員が十分、各まち協によっていろんな温度差はあるわけですが、自分の知るところでは十分な活動につながっていないということで、やはり地域担当職員がなすべき事柄を十分話し合われていない。それから、それが職務なのか、それともアフターファイブのことでやっていく立場なのか、その立場なのか十分認知されてないような気がしました、話を聞いたときに。そういったことは、やはり役場としてもそういった担当職員を任命されるなら、された職責を明らかにして、やはり地域の中で十分おのおのの能力を発揮していただきたい思いを込めて、このたび提案させていただきました。

○久代委員長 ただいま提案者からの発言でありました。

皆さん、この件についての発言を求めます。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 やっぱり地域担当職員の、執行部の担当職員に何をさせていただくかという思いもそうなんですけれども、確かにまちづくり協議会自体も、じゃあ、地域担当職員が来てくれて、あ、これがよかったな、評価ですね。そういうものがやっぱり明確に出てないというところがあります。やはりこうやってしっかり地域担当職員が役場からまち協に来ていただいて、労力かけて時間をかけてやっていることが、やることがまず明確でない。これは確かにまち協によっていろいろと違ってくるところかもしれませんが、そこがまず明確でない、それから、されたこと、職務を実施された上でその評価、こういう効果があったとか、やはりそこら辺りも明確にちょっとしないと、あまりにも今不安定な状態というのはすごく感じております。ですから、ちょっとこの、どういうんでしょうか、提案委員さんはちょっと私の思いでとかいう表現をされましたけど、非常に重要なところではないのかなと、今、まち協の位置づけの中で。そういう意味でいったら、若干もうちょっと表現をもう少し、どういうですか、深く出していただいたらと思いますが、どうでしょうか。

○久代委員長 古都委員。

○古都委員 私も非常にいいところを突いていただいとすると、内容は、同じ思いであります
が、今日は文言までは審議しないということですのでけれども、文言はまた次の機会に調整す
るとして、これは出しておかないと、地域住民もそういう方が来ておられるというような
ことも知らない人もたくさんおられますので、行かれる方あるいは組織の中での活躍等も、
やはり岩崎委員が言われたように明確化して送り出していただきたい。そういうことで、
地域住民も快く受け入れられるような形を構成していただきたいと思いますので、文言調
整はまた次回のときにさせていただきたい。一応提出したほうがいいんじゃないかと私は
考えております。

○久代委員長 ただいま古都委員から提出したほうがいいという意見でした。

岡本健三委員。

○岡本委員 私も問題意識としてはあるので、意見としては提出したほうがいいと思うん
ですけれども、ただ、現状あんまり機能していなくても実は困ってないという状態もあるよ
うな気もするので、私は思い切ってなくすことも含めて、検討するという方向で文言は調
整したほうがいいと思います。取り上げることについては賛成です。

○久代委員長 今、岡本委員からは、担当職員制度そのものをなくすこともという発言、
それは近藤委員の提出とは真逆な発言だと思いますけれども。

岩崎委員。

○岩崎委員 いや、それはまた逆行する言葉でございまして、なくすんじゃなくて、それ
をうまくやっぱり機能させるというところでやっていただかないと、廃止も含めなんて言
葉は、それは駄目です。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 ちょっと決めつけてるわけじゃなくて、ただ、やっぱりどういう役割が求め
られているのか、本当に必要なのかどうかという、そういう検証から始めてやらないと、
やっぱりうまくいかないと思うので、そういう意味で、絶対なきやいけないんだという
前提に立つんじゃないくて、必要かどうかという、そこからちゃんと検証してほしいとい
う、そういう文言にしてほしいということですけど。

○久代委員長 皆さん、この意見を取り上げる方向で、文言を修正するということによろ
しいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

地域振興センター管理事務については、それでは、文言修正の上、取り上げるというこ
とにしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続いて、行政改革。自立改革推進本部が担当する行財政改革の取組が不十分である。各課への指導、協議ができていないほか、進捗の取りまとめも年度内にできていない。計画の点検と実行を求めるということです。

提案者に発言があれば。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員　ここであえて頭に自立改革本部っていうことを持ってきました。本来なら町全般の業務ですから、ここで担当課を、担当部署を上げることが適切かどうかというのは悩むところでありますけども、6月の一般質問でたじたところでもあります。行財政改革の取組が本当に不十分だということでもあります。個別34項目の進捗にしても、各課に対して指導や協議がされてない。各課から報告を求めるだけというようなことになっておりますし、本当にこういう状況では、計画の信頼性が損なわれるというふうにも思いますので、ぜひ上げていただきたいと思います。

○久代委員長　古都勝人委員。

○古都委員　私も項目としては取り上げたほうがいいと思います。文言の表現は、今坪倉副議長が言われましたけれども、また次回に検討するとしても、基本的にはそのとおりだと思いますので、取り上げていただきたいと思います。

○久代委員長　皆さん、どうでしょうか。

取り上げるべきだという、提案者からの発言も含めて。（「異議なし」と呼ぶ者あり）
行財政改革の案件について、取り上げるべきだということでよろしいでしょうか、皆さん。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この案件は取り上げることに決しました。

ここで、審査の途中ではございますが、暫時休憩をいたします。再開は10時25分といたします。

〔休　　憩〕

○久代委員長　休憩前に続いて決算審査を再開をいたします。

冒頭、災害用に備蓄されている生理用品のうち、製造日から一定の期間が経過したものを更新し、備蓄されていた生理用品を生理の貧困対策などに利用されたいという意見について、総務課に確認をしてきました。生理用品については一応、いわゆる製造月日からの消費期限というものはないけれども、一定期間が経過したものについては更新をしていくという見解でございました。備蓄数量については52個という、日南町の備蓄状況につい

て、もちろん保存食をはじめとしてたくさん備蓄用品がありますけども、女性の特有の生理用品についての備蓄も当然あると、しっかり確保しているということの回答でありましたんで、そのことを確認を皆さんにしておきたいと思いますが、どうでしょうか。

この意見を取り上げるかどうかも含めて、先ほど取り上げなくてもいいじゃないかという意見が多数だったように感じましたけど、どうでしょうか、再度お聞きしますけども。

岡本委員。

○岡本委員 更新はされるということであれば、だから前半はいいです。そしたら、更新した後のものについて生理の貧困対策に利用されたいという、そこだけ意見として取り上げていただければと思いますけど。

○久代委員長 皆さん、どうでしょうか。

坪倉委員。

○坪倉委員 更新されたものだけについて記述っていうのは適切でないと。当然貧困対策は子供たちを中心として現在でも行われておりますし、更新されたものについて、どの時点でっていうところはまだ明確な基準は示されていないのかもしれませんが、いわゆる劣悪品とは言いませんけども、もう使用に耐えない状況で更新ということになると、それを貧困対策に使用するっていう考え方もおかしいと思いますので、上げる必要はないと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 もちろん使用に耐えないものを供給しても意味がないので、だから、少し早めに更新していただいて、そういう貧困対策に回すことも検討していただければ。実際に他の市町村ではそういうこともやっておりますので、日南町でも検討していただきたいということです。

○久代委員長 それでは、生活困窮者自立支援事業について、取り上げるか採決を採りたいと思います。

取り上げるべきの委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもいいという委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数であります。したがって、生活困窮者自立支援事業については取り上

げないことに決しました。

次に、住民課の審査意見に入ります。環境保全対策事業、74ページ。環境審議会で4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づく、抜本的なごみの減量と、二酸化炭素の排出削減につながる方策を幅広く検討し、新たな環境基本計画に反映するとともに、じんかい処理事業の改善に役立てられたいという意見です。

岡本委員。

○岡本委員 皆さん、これ御存じのとおり、環境基本計画2022年度で第3次が一応期間を迎えるということで、2023年度新しい環境基本計画策定ということになります。ですんで、当たり前といえば当たり前なんですけども、4月に施行されたプラスチック資源循環促進法というものを、しっかりと考慮してやっていただきたいと、そういうことです。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 私は、これは上げなくていいという意見でございます。確かに環境審議会の中身であるとか、環境の計画については本当に中身よくやらないといけません。町長のほうが、昨年グリーンドリーム計画ということで、全て、地球温暖化防止計画も見直すということで、実は今年の7月に総務教育常任委員会で新規の5か年計画がありますので、十分な検討をしていただくようにスケジュール感を持ってということで、スケジュールもいただいております。これから環境審議会、それからいろいろつくられて、スケジュールはいただいておりますので、問題意識はこれでいいと思うんですが、あえて審査意見に上げる必要はないと思っております。以上です。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 この文言を読みますと、決算審査として、決算の内容というものが記されていません。要するに、法律に基づいた方策を検討して改善に役立てていただきたいという文言になっております。これ審査意見としては不適當ではないかと思います。

岡本委員。

○岡本委員 決算という意味では、令和3年度には法律がなかったからしょうがないっちゃしょうがないんですけども、そういう取組がなかったということを踏まえて、非常に重要なことなので指摘したいという、そういうことです。（「採決」と呼ぶ者あり）

○久代委員長 皆さん、取り上げるかどうかについての採決してよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

環境保全対策事業についての採決を採りたいと思います。取り上げるべきだという委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員、1名ですね。

そのほかの皆さん、取り上げなくてもよいという委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げないという意見が多数でございました。よって、この件については、取り上げないことにいたします。

次、環境保全対策事業、74ページです、同じく。セントラルファーム鳥取農場の今後の在り方については、9月15日に開催された経済福祉常任委員会の採決結果及び9月定例会最終日の採決を尊重し、スピード感を持って臨むべきであるという意見です。これは、決算の中にも水質検査等のことが令和3年度の決算にもありますし。先般開いたことについて、私がちょっと緊急に提案をさせていただきましたが、どうでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 委員長追加されたということでございますけども、ここに言葉にあります、9月15日に開催された経済福祉常任委員会の採決結果というところと、定例会最終日の採決を尊重しとあるんですけども、まず、経済福祉常任委員会の採決結果、何なのかということが明確に、まず、何のことか分かりません。それと、これから、未来、将来にわたってまだ決定なされてないことに対して、決算審査で意見をつけるのはいかなものかと私は思います。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 岩崎委員と同じ内容の意見ではありますが、あまりにも今状況が流動的でありまして、それから、当然、仮に最終日に採決された場合には、それは、ここに書かなくてもスピード感を持ってすることを望む意味において採択するわけでありますので、あえてここで、まだこれからのことを指摘するのは不適當と思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 これからのことではありますけど、ただ、時系列的に今決めておかないと、決算審査意見で取り上げることは不可能なので、取り上げていいんじゃないでしょうか。内容、尊重しというしか書いてないので、別に採決を無視してるというわけではありませんで、これを出してもよろしいんじゃないでしょうか。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 セントラル農場の在り方そのものについて、決算審査で言及すべき項目ではないと思います。もちろん水質検査等について言うことはあっても、在り方そのものについて、町の事務かどうかということになると、いささか疑問に思います。そういう点からしても、例えば常任委員会とか全員協議会とか本会議とかという議論はあってもいいのかもしれませんが、決算審査にはなじまないと思います。

○久代委員長 という意見ですが、多数決を採りたいと思いますが、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

この意見について、取り上げるべきだと思われる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

取り上げなくてもいいと思われる皆さん、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 それでは、この意見案は削除いたします。

続きまして、新エネルギー推進事業。75ページです。

石見東太陽光発電所事業に係る経費は、全てを売電収入で賄うべきではという意見です。坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 元来、この石見東太陽光発電所の収入については、一般会計で受け入れるということでありましたけども、発電所に係る経費をここから差引きをして、残りのものについては病院に繰り出すという考え方できてました。数年前までは、年度ごとの収支報告を毎年いただいておりますが、ここ何年かそれを提出がありません。提出がないということも問題ですけども、基本的に発電所の経費が336万3,000円かかっているにもかかわらず、売電収入の充当額は214万であります。（「241万」と呼ぶ者あり）あつ、241万8,000円です。そういうことでありますので、やっぱり経費は売電収入で賄うべきだと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 これ、たしか前にも問題になりましたけども、年度の区切りが違うんでこういうことが起こる。だから、資料をちゃんと出していただければ多分はつきりするんじゃないんでしょうか、恐らく。

○久代委員長 太陽光発電の収支の関係ですよ。これについては決算が違う、一般会計と太陽光発電売電収入の関係。（「議長、資料提出がいいです」と呼ぶ者あり）資料提出

でよろしいですか。

それでは、費用と収益との収支を至急に資料請求をいたします。

それでは、次に、じんかい処理事業、76ページ。西部広域行政管理組合のうち、ごみ処理施設建設費の支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設整備基本構想の白紙撤回を組合に申し入れられたい、2、プラスチック資源循環促進法に基づき、ごみ処理基本計画の抜本的見直しを検討されたいという2点です。

岡本委員。

○岡本委員 これも一般質問でも何度も申し上げておりますけれども、4月に新しい法律ができたわけです。それで状況ががらっと変わりました。ですんで、まず、市町村、日南町のレベルでごみ処理基本計画の見直しということをしかりするということが大切です。その間、西部広域の構想というのは一遍元に戻すと。それで市町村の計画を見た上でもう一遍考え直すという、それが筋だと思いますので、こういう意見を出しました。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 私は審査意見としてはなじまないと思いますので、というのは、委員もずっと西部管理組合のごみ処理の関係について、いろいろ御意見いただいています。例えばここで白紙撤回を組合に申し入れるであるとか、抜本的見直しの検討とかいうことについては、これ審査意見、決算審査にはなじまないと思いますので、これは上げるべきでないと思います。

○久代委員長 という大西委員の発言が、取り上げなくてもよいという発言でしたけど、どうでしょうか、皆さん。

取り上げるべきだという委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名でございます。

取り上げなくてもよいという委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。

このじんかい処理事業については、取り上げないということに決しました。

次、国民健康保険特別会計、189ページ。

1、国保税の子供の均等割を未就学児だけでなく18歳以下全員に対して全額、総額年間100万円前後を免除すべきである。2、新型コロナウイルス感染症に罹患した際の傷

病手当は、被用者のみでなく事業主も対象とされたい。という2点の意見です。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも前から申し上げてます、非常に、今度、令和4年度、未就学児が均等割、半額免除ということで、システムを変更するときに変えるチャンスだったんですけども、それをやってくださらなかったということで、ただ、このことについては本当に全く収入のない、所得のない子供に対して税金がかかるというようなことになっておりまして、ある種のペナルティー、子供を産むことに対するペナルティーのようにも捉えられる制度で、国が変えてくれるのが一番いいんですけども、まず国が変える前に町として対応していただきたいということと、2番目はこのとおりなんですけれども、事業主といってもいろいろあるとは思いますが、ですんで、所得制限とかは適度に設ければいいと思いますが、やっぱり事業主のみで事業されてるというようなケース、あるいは事業主と御家族のみというようなケースもありますので、そういうことも考慮していただいてやっていただきたいということです。

○久代委員長 提案者からの発言でした。

荒木博委員。

○荒木委員 今、ちょっとずっと読んでるんですが、この中で、未就学児は免除ということですが、免除ではないというふうに私は、軽減で、もともとが違う書き方になってますので、それに対してちょっと。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 そこはごめんなさい。ちょっと紛らわしいですね。未就学児は、国の制度で半額免除に今なっておりますので、そこはちょっと文章は変えたほうがいいと思いますけれども、趣旨としては全体、それに加えて全体に、未就学児も全額、ほかの子供も全額という、それが趣旨です。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 1番目の国保税の免除、会計上、やっぱり厳しいわけです。だけん、18歳全て免除というのは町としても難しいというふうに考えますし、その次の2番目ですね、新型コロナウイルス感染症に対して傷病手当は経営者にもと、要するに事業者にもというのは、事業者には別な分もありますので、これを取り上げるべきではないというふうに私は思います。以上です。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 しつこいようですが、まず国保税の免除については、そんなに会計上は、総額100万円前後ということをお返しいただいておりますので、ちょっと正確なところはまた資料請求しなきゃいけませんけれども、そんなに負担になるものではないです。

あと、2番目、事業主。確かに事業主の事業に対する手当というのは、今回も町で応援金など出しますけれども、ただ、それは、それと病気になった手当というのはまた別物だと思います。病気になったら事業そのものができなくなる可能性も小さい事業主さんはありますので、そういうことも考えていただきたいと思います。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 2番目の傷病手当というのは、給料もらってる人に対しての手当なんです。事業主は給料じゃありません、自分の収入ですから。目的はそこなんで、傷病手当の目的は給与はもらってる方、これに対して、これはもう金額が決まりますから、月。それに対して計算するわけですよ。事業主は毎月ですよ、ですから、傷病手当は事業主は該当しませんということでおきます。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 用語の問題として適当かどうかというのはなくはないんですけども、要するに事業主として事業ができなくなったら、例えば、場合によっては生活費にも困るとかっていうことも出てくるかもしれないわけで、給料は決まってないといえ、一定の収入がやっぱり入ってこないと普通は困るわけで、それを何らかの手当をしてくださいという、そういう意味合いです。

○久代委員長 大西委員。

○大西委員 そうした場合に、事業主の給与というんですか、報酬というんですか、もうばらばらですよ、年間、毎月の。どうやって計算するんですか。要するに目的が違うんで、傷病手当は給与をもらってる方に対して出るわけで、これだけですから、それ以上のこと言いません。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 金額の決め方についてはいろいろあると思いますし、実際、ちょっと今失念してしまいましたけど、岩美町ではやっておりまして、年間収入、所得か何かを基準にしてやってたんじゃないかなというふうに、ちょっとそれは、やり方は幾らでもありますということです。要するに金額を何らかの基準を取って、所得内の何らかの基準を取って決めればいい。場合によっては定額を支給するという方法もあるかもしれませんし、いろい

ろなやり方があると思うんで、そこは制度として工夫すればいいだけの話であるんだと思います。以上です。実際にやってるところもあります。

○久代委員長 この国民健康保険特別会計の均等割と事業者にもという意見、2点ですけども、これ、取り上げるべきだと思われる委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名でございます。

取り上げなくてもいいとお考えの委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、国保の関係、特別会計の2点については、取り上げないということに決しました。

続いて、後期高齢者医療特別会計、237ページです。

後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度を改めるよう、国へ申し入れられたいという意見です。

岡本委員。

○岡本委員 これも何度も申し上げてますが、こんなふうに区切って保険制度をつくって国というのは非常に珍しいです。もう後期高齢者もほかの方も一緒に保険で差別なくやっていたきたいというふうに思います。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 先ほど国保もありましたが、この後期高齢者医療特別会計というの中で、これ、制度を変えろという意味ですよね。だから、決算の審査になじまないと思います。それで、後期高齢者医療の特別会計別にした意味は、要するに、はっきり後期高齢者が増えてきて、はっきり分かるようにしたような制度であるわけですから、ここで決算の審査で制度変えましょうというような話はなじまないというふうに思います。

○岡本委員 採決してください。

○久代委員長 提案者から採決を求められましたので、採決をしたいと思います。

この後期高齢者医療特別会計についての、取り上げるべきだという委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名でございます。

取り上げなくてもいいと思われる委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、この案件については、取り上げないということに決しました。

次、福祉保健課。高齢者等タクシー助成事業、91ページです。

おでかけタクシーチケットは、不公平感の強い事業である。タクシーチケットとたったもポイントの選択にする福祉タクシーでも利用できるようにするなど、思い切った改善を実施されたい。また、夜間や休日のほか、日中もタクシー利用ができないことがある。デマンドバスの運行と組合せ、より便利に利用できるよう改善されたいという意見でございます。

岡本委員。

○岡本委員 何度もこれも言っているとおりなんですけども、タクシーチケットですね、10月から制度が変わるということですから、それを機会に、もっと皆さんが納得できるような制度にしていだきたいと。あと、タクシーの運行の形態についても、デマンドバスがドア・ツー・ドアになるので、きっと日中、かなり便利になるんだとは思いますが、それと組み合わせでうまくタクシーが使えるようにしていだきたいということです。

○久代委員長 岩崎委員。

○岩崎委員 高齢者等のタクシー助成事業というのは、いろいろと一般質問等で各議員からあたりもしたりもした案件ではございますけども、今年から、おっしゃいましたように、ドア・ツー・ドアのデマンドバス、運行始まったりということがもう決定して、早速10月から運行するわけではございますけども、そこら辺りも含めまして、利用者に便利になるよう改善されたいという言葉が意見で上がってるわけではございますけども、これは実際には令和3年度の決算の中においては上げるべき項目ではないと思いますので、取り上げなくていいと思います。

○岡本委員 採決してください。

○久代委員長 それでは、この案件については、採決をしたいと思います、いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

取り上げるべきだと考えられる委員。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本健三委員、1名でございます。

取り上げなくてもよいという委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、高齢者等タクシー助成事業については、取り上げないということに決しました。

続いて、介護サービス事業特別会計、２３１ページです。

介護報酬の引上げに伴い、利用料が値上げされており、今後も値上げされる見込みである。しかし、新型コロナ禍、年金引下げや物価高騰が高齢者を襲っている現在、利用者負担の増大はすべきではない。利用料値上げ相当分を町が補助するなど、何らかの対策を講じられたい。さらに、２億１，２００万の介護給付費準備基金を少しずつでも取崩し、被保険者の負担を軽減されたいという、介護保険会計の介護サービス事業特別会計についてでございます。

岡本委員。

○岡本委員 令和３年度中に、コロナの影響もありまして、介護報酬が引き上げられたと。それは、そういう介護施設のことを考えてということで、それ自身はいいんですけれども、御存じのとおり、介護報酬引き上げられてしまうと、負担部分、利用料も値上げされてしまいます。さらに言うと、１０月からは、処遇改善補助金がなくなって、代わりに介護報酬で対応するんじゃないかというふうに、これもまだはっきりとは決まってませんが、そういうふうに言われておりまして、さらに今後も値上げされる見込みになっております。ですんで、今、利用者の方も非常に厳しいですし、ちょっと資料が、今回、まだ出てきてませんけれども、介護利用料の限界まで使ってる金額というのは、年ごとに少なくなってきたらというのは、利用者の方が利用しづらくなってきているということを表しているんじゃないかと思いますので、そういう利用控えというのが起こらないように、何とか町のほうで何らかの補助をしてほしいということ。それに当たっては介護給付費準備基金の利用ということも考えていただきたい、そういうことです。

○久代委員長 荒木博委員。

○荒木委員 審査ですが、令和３年度に介護報酬が引き上げられたという、私はそう思ってますが。いや、だから、決算の審査で令和３年度に介護報酬が引き上げられたというふうに認識してないですよ。

○久代委員長 岡本委員、論拠を示してください。介護報酬が引き上げられたという。

○岡本委員 論拠ですか。ちょっとごめんなさい。それは確認をしないと駄目ですね。確かに、私も今すぐに、どの、何月何日の国からの通達っていうことを申し上げられないの

で、そこは確認させてください、そしたら。

○久代委員長 荒木委員も、介護報酬が令和３年度に引き上げてはいないという論拠はありますか。

○荒木委員 それは、直接、議長の質問もあった。おかしい。私が言いたいのは、介護報酬が令和３年度に引き上げられたという情報を私が持っていないので、聞いたわけですから。

○久代委員長 分かりました。

介護サービス……。

古都勝人委員。

○古都委員 文言のこと言うても悪いですが、今後も引き上げられるというような認識の表現もあつたりしますが、あくまで今回の審査は、令和３年度の実績に対して議会として物を申し上げたいという会でございますので、これは決算審査になじまないと思いますので、皆さんの同意をいただきたいと思います。

○久代委員長 という古都委員からの発言がございましたが、どうでしょうか、皆さん。

岡本委員。

○岡本委員 文面については、別に変えることはやぶさかではないんですけども、ただ、決算審査の意見を述べて、ただただ決算について過去を振り返るだけじゃなくて、当然、将来に生かすために決算審査、意見を出してるわけですから、それは将来のことに言及するのはまかりならんということになってしまうと、非常に審査の幅が、審査意見の幅が狭くなるというか、ほとんど書けないような気がするんですけども、そう言ってしまうと。過去、要するに予算でこうしたけど、この使い方は間違ってるとか、そのくらいのことしか書けなくなってしまうので、非常に意見としての幅が狭くなるんで、私はもっと生きるように書いたほうがいいと思います。

○久代委員長 古都委員。

○古都委員 今、岡本委員の言われたことは、議会改革、あるいは議会の中のどういうところでそういう話をするかというようなレベルの話でありまして、あくまで令和３年の決算審査にはなじまない。重ねて申し上げます。以上です。

○久代委員長 そのほか意見ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

この意見を取り上げるかどうかについては、介護報酬が令和３年度に引き上げられたのは事実かどうかは私も確認をしたいと思います。荒木委員から質問がありましたので、そ

れには応えたいと思います。

この意見は、基本的に取り上げたほうがいいと思われる委員を、まず、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 1名です。

介護報酬が引き上げられたかどうかということ以前に、これは取り上げなくてもよいという委員の皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、介護サービス事業特別会計については、基本、取り上げないということに決しました。

続いて、農業委員会。農業委員会事務、115ページ。

農地パトロールを実施されているが、その後の農地の所有者、耕作者へのアプローチが十分でない。農地法2条の2の趣旨を理解され対応に当たられたいという意見でございます。

坪倉委員。

○坪倉委員 ざっとした書き方しかできてませんけども、まず、農地パトロールそのものについて、1筆ごとの状況調査ができてないということがまず問題であります。パトロールした結果、遊休農地と判定されたものについて、所有者や耕作者に、その後の活用方法とか、有効的な活用方法とか、地目変換とか、利用目的の変換とか、そういったところの確認などが十分されてないという実態があります。農業委員会法、農地法の改正がありました。その部分については農業委員会が本当に、遊休農地の発生防止のというのは一つの大きな柱に位置づけられましたので、取組が強化されるべきだと思いますし、農地法2条の2っていうのは、農地の所有者、または耕作者は、その農地を農業用に有効的に使わなければならないという規定であり、努めなければならないという規定であります。そういった趣旨を理解された上で、農業委員会は対応に当たられるべきだという意見であります。

○久代委員長 という提案者からの説明でございました。

古都勝人委員。

○古都委員 私は提案者の感じておられることを、私も同じようなことを感じております。気持ちはよく分かります。委員会業務でパトロールをやったりとか、先ほど、副議長のほ

うから説明がありました改正農地法の2条2項は、適正管理をせえという項目だと思います。効率的な管理をしなさいと。これはちょっと方向性が2方向あるわけですが、よくあります農業委員会との意見交換あたりでこれは言って、委員さん、あるいは推進委員さんに理解していただくというのが重要であって、事務局のほうに言っても、なかなか会長招集ということになりますので、そこら辺がありますので、そういった機会に議会から御意見を申し上げて、町内の農地の効率化あたりを検討いただきたいということを申し上げたほうが、より思いが伝わるのではないかと思いますので、あえて決算審査にこれを上げなくてもいいんじゃないかなと思います。この改正農地法2条2項については、若干私も読んでみて、非常にいいところを言うておるなとは思いますが、なかなかそれができなくて、農地を人にお願いするというのが今の町内の実態でありますので、そういうことも含めて、いい機会に直接、委員さん、推進委員さんに申し上げたほうがいいのではないかなという気がしております。以上でございます。

○久代委員長 古都委員は、これは取り上げなくてもいいという考え方ですか。

○古都委員 はい、そのように思ってます。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 自分で管理ができない農地については、まず、中間管理機構への預けを農業委員が指導すべきことになっておりますし、誰かに預けるというようなことについては、当然、それができればいいと思っております。そういったところも、農業委員会は人・農地プランの目標地図化に積極的に関わる役目を担っておるということで、先ほどの古都委員の発言に対しては答えておきたいと思っておりますし、これ、事務局、この意見書が事務局にただ単に言うだけのことでなくて、農業委員会に対して言うわけですから、具体的には会長にこういう意見を述べると、それが各委員さんに伝わっていくということであろうと思います。ただ単に事務局に届くというだけのものではないということであると思っておりますし、意見交換等で、私もこういうことについても発言をしたことがありますけども、やっぱり議会として行政執行に対する意見というのは、また別の意義があるし、必要だと思っております。

○久代委員長 皆さん、ほかに意見がございませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 農地パトロールを毎年されておられるということは、大変評価もしますし、その内容の成果についても検討されている実態も見ております。その後、農地の所有者、

耕作者、要するに現地の方に向けての周知であったり今後の対策についてのアプローチが十分でないという意見で、これは十分理解できるわけですが、農業委員によっても個人差があって、これを一概に農地法2条2の趣旨を理解されということはされていない農業委員の方もおられるというように限定された書き方になっておりますし、やはり農業委員であられる方は、こういうことは当然理解をしていただきたいわけでありますので、やはり趣旨を理解され対応に当たられたいという部分は、自分はちょっとなじまないと思います。

○久代委員長 近藤委員は、意見に上げなくてもよいという考え方ですか。

○近藤委員 自分は意見に上げなくてもよいという考えであります。

○久代委員長 分かりました。

岡本委員。

○岡本委員 ちょっと私自身が、ごめんなさい、その後のアプローチが十分でないという点が、ちょっと把握はしておりません。ただ、そういう事実があるのであれば、やはり注意を促すために上げてよいのではないかと思います。文章については、また練ればよいと思います。近藤委員から指摘のあったようなところで、ちょっと不適當ということであれば、その辺は文章は変えてよいと思いますけれども、基本的には上げたほうがよいのではないかと思います。

○岡本委員 坪倉委員。

○坪倉委員 アプローチという言葉はあまり適切じゃないと思いますけども、遊休農地と判定をされるような農地については、所有者や耕作者へ意向確認を行うということでありまして、農地法2条の2って書きましたけども、これ、各委員の個人差っていうか、そういった意識の違いはあるかもしれませんが、委員会として、農業委員会として、きちんとそういったところが徹底されていないというか、統一されていないということが問題であると思います。実際、農地パトロールされますけども、私が管理してる農地あたりについても、遊休農地がありますけども、一言もありません。ないのが実態であります。そういったところが、本当に形式上、車でざっと走って見る程度の農地パトロールでは、本来の意味を遂行できてないと思っておりますので、農業委員会に対して一層の地道な活動を促すという意味において上げていただきたいと思います。

○久代委員長 古都委員。

○古都委員 提出者の方のお話は痛いほど私も感じております。本当にそう思います。数年前に、各農家の意向調査があつて、将来どうするんだというよう調査もあつたりしてお

りますんで、本当は、今、副議長言われたことと、所有者、あるいは耕作者の意向とのすり合わせも本当はしてほしいと思っておりますが、あえて全体の、どういたしますか、３年度の決算じゃなくて、常任委員会等においていただいて、そこで議論をしたほうが深まるんではないかと、このように考えております。よって、今回は、提出までしなくても、別途議会の力で、別の力で話し合いをしたいと、私はそのように考えております。

○久代委員長 ほかに意見はございませんか。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 その常任委員会で議論をするのはあってもいいと思いますけども、そういうふうな捉え方をすると、いろんな項目において、そこで議論すれば済むという話になると思う。３年度の実態として、きちんとした農地パトロールの意義が遂行されていない。所有者や耕作者に対して意向確認がされていないという実態があるわけですから、そこは指摘をしてもいいのではないかなと思います。

○久代委員長 農地問題については、大変大事な問題ですけども、皆さん、そのほか発言ありませんかね。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、農業委員会の事務、農地パトロール等の問題については、取り上げるべきだという委員の皆さんの、まず、挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもいいという委員の皆さん。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもいいという委員が多数でございますので、この農業委員会事務については、取り上げないということに決しました。

続いて、農林課、１３９ページです。

町有林の皆伐・新植の計画面積が９，１ヘクタールに対して、実施面積は３．４ヘクタールである。条件不利地で搬出コストが高くなる森林は、設計単価を上げるなどの手法により事業を円滑に進めるべきであるという意見でございます。

これは、農林課の再度の聞き取りもあって、私がちょっと意見として上げたがいいなと感じたので、私が意見を上げてみました。皆さんの意見を求めます。

大西委員。

○大西委員 今、委員長の言われたように、決算審査のときに、この執行については４０％弱、６０％が執行されていないという御指摘がありまして、あえてこの内容ということ

で、農林課は出ていただいて、今、言われるように聞き取りしました。そして、図面まで見せていただいて、こういうところでこうだという問題点を出していただいて、そして、単価引き上げるような方向でというような話が出ておりますので、ここであえて上げるかどうか、私はそこまで聞いておりますので、把握しておりますので、上げなくてもいいんじゃないかという思いを持っております。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 私も問題意識はあります。皆伐・新植がちゃんとできてないということは。ただ、この趣旨は、多分、皆伐・新植を進めてくださいという趣旨だと思うんですが、私はそもそも、そんなに皆伐・新植ばかりしてていいのか、する必要はないんじゃないか、そもそもそれで、この間も言いましたけども、全体の面積に対して、皆伐・新植できてる面積が1%とか、もっと切るかな、毎年が。非常に少ないんですよ。だから、そもそも皆伐・新植を全部していくというその考え方自体を改めたほうがいいと思うので、出すならちょっとそういう意見ですけども、だから、この意見はちょっと賛同しかねます。すみません。

○久代委員長 皆さん、どうでしょうか。ほかに意見がありましたら。

近藤委員。

○近藤委員 皆伐・新植の計画が予定どおり進まなかったということで、大変それは心配しとることですけど、その内容についても説明がありましたし、また、今後に対しての対応の説明もありました。それは、その対応の結果を見て、改めて決算審査なり何らかの場所で指摘すればよいことであるので、このたびは上げる必要はないと思います。

○久代委員長 という皆さんの意見でしたけど、取り上げなくてもよいという意見のほうが多数のようですので、これは取り上げないことにいたしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、森林保全総合対策事業、140ページです。

令和3年度のJークレジット売払い収入が1,744万2,000円で、新植経費補助金に999万円執行しているが、令和4年度へ繰越しとして1,368万5,000円となっている。全てクレジット売払い収入を充てているならば、Jークレジット基金口座を活用して、入出金を明確にすべきではないか。基金を開始した令和元年度に入金してから令和3年度まで利子以外の入金がなく、活用されていないというのと。次の森林保全対策事業も同じ趣旨でございます。

この2件を一緒に審査したいと思いますので、提案者からまず発言を求めます。

大西保委員。

○大西委員 決算書でJークレジットの実績というんですか、令和3年度は1,700万入っておって、その中で使ったのが1,000万弱。残りはということになると、令和4年度繰越しなっとったんで、ちょっとその辺は不明確なのと、Jークレジット運用基金というのあるんですが、これ350万円入ったままで、これはちょっと別の話になってしまいうんですけども、Jークレジット運用基金については、いろいろ設立からそのままになってますが、私が言いたいのは、2つ目のことに書いてある、Jークレジット売払い収入及び使途を明示されたいということも包含した上で、やはりJークレジットの販売するトン数は、本当にホームページでずっと出されてます。今累積何ぼ残ってますよとかね、それはいいんですけども、売払いについては全く分からないので、これを、2つを重ねた上で、実際入ったお金、これだけ入って、そして、新植とかいろいろ使ったやつを明確するような、例えばホームページにですねページをつくって、幾らいただいたよ、そして、新植に使ったよとかいう形にしていいただければ、いいんじゃないかなという、ちょっと文章、また後で考えていただくんですけど、ちょっと出した後でこういうこと言って申し訳ないんですけども、Jークレジット運用基金はちょっと置いて、実際の入ったお金をどうやって使ってるか、新植に使ってる、新植以外に使ってるか、こういうことも、Jークレジット公認していただいた企業にも明示するのも重要だなと、そして、日南町のSDGs、そして、Jクレ、CO₂ということで、大変いいと思うんで、私としてはちょっと申し訳ないです。委員長、副委員長さんで、私の思いはそれだけ、明示する、それ、ホームページに載せてはどうかというような意見に、ちょっと文書を修正していただきたいと、出しという言うのおかしいですけど、どうでしょうか。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 大西委員と重なるところありますけども、Jークレジットは一般財源として、財産売払い収入で入ってきますが、幾ら入ったのかっていうのはおおむね分かるとしても、契約が毎回あります。ただ、道の駅の分がはっきりと数字が出てこないっていうことありますけども、売払い収入に対して、その年度にどれだけ使われたのか、どういう使い方をしたのかっていうところがやっぱり明示されていないというところに一つ問題があると思います。一般財源の中で行われますから、例えば繰越事業なんかにも充てられるわけですね。そうすると、ますます分からなくなる。2年度で収入したものが3年度繰越しで事業実施

される、さらに3年度分が4年度に事業繰越しされたりすると、一体どうなっているのかっていうところが分かりにくいです、非常に。基金については、基金設立のときに、私もかなり議論をしたんですけども、大西委員がここに書かれとるように、一旦入ったものは基金に入れて、そこから、使用するものについて出すっていうことにすれば非常に分かりやすいんですけども、そうじゃなくて、その年度に使い切れなかったものだけを基金に入れるということに、そういう制度に町のほうがされましたので、結果として非常に分かりにくくなっているということがあると思いますので、私のここに書いとるのが、資料請求でもいいのかなというふうに思いましたけども、大西委員も言われるように、ホームページなどできちんと使途について、収入、支出について明示をされるべきだと思います。

○久代委員長 今、お二方から意見がありましたが、この問題は、どうでしょうか、皆さん、全体として採択しながら、意見として上げながら、文言を考えるという、補正予算でもＪークレジットの関係もありましたし、大変注目されている事業でもありますので、この際きっちり、やっぱり審査意見として上げとくというのがいいじゃないかなと私は考えますが。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 今、販売金額とそれを何に使ったかというのは視点になってますけれども、それこそ補正でも出たんですけども、結局、今、クレジットの保有量というものと、それから、何トン幾らで販売したと、それで、収入が幾らあったと。その要は、クレジットの保有量も含めて、そういう保有量の動き、これとあわせて収入と支出、これもやっぱりセットとして考えて、やっぱりそういうようなもので公表をするとか、分かりやすいものをつくっていただきたいと思いますと思うんですけども、そういう課もちょっと、Ｊークレジットの保有量の量、どういうんでしょうか、確認というかね。

○久代委員長 それは、日南町が保有しているＪークレジットの保有。森林組合とは関係なしに。

○岩崎委員 そうです。もちろん日南町、町です。

○久代委員長 日南町として。

○岩崎委員 このたび買ったりもするんですけども、要は買えば保有量増えますよね。そういうようなところの数値も併せて管理していただきたいと思います。

○久代委員長 坪倉委員からあったＪークレジット運用基金、大西委員もですけども、令和3年度の残高が354万5,470円で、これも、先ほど意見を取り入れつつ、文言に

したいと、日南町の保有量のことも含めて、はっきり意見書として上げたいと思います。

大西保委員。

○大西委員 参考に、今、同僚委員が言われました保有量ですが、これはもうホームページに出てます。毎月更新されてまして、今、あと何ぼ残ってるかも分かります。どこが、購入された日付まで入ってますんで、保有量だけは、残保有量で全て、最初からのやつは、それはありますんで、だけちょっと補足で言うておきます。

○久代委員長 いずれにしても、ホームページもですけども、町民に分かりやすい形で意見として上げると。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 いや、それは知ってます。ですから、別物として捉えられてるから、全体が見えなくなると、あわせて基金もありますと。ですから、それが本当 J-クレジット自体がどういうふうに管理されてるのかという全体がやっぱり見れるような仕組みでないと、物事が小さく小さく区分されてまして、全体が見通せないというのがあると思うんです、そういうことをちょっと意見の中に加えていただけたらと思います。

坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 ちょっと委員長も先ほど触れられましたけども、基金はね、使って残ったものを基金に積むということですから、3年度については全て使い切ったということであろうと思います。ですけども、使途が明確じゃないというところだと思います。ここで、ここでっていうか、やっぱり、それこそ常任委員会でもいいのかもしれませんが、議論が必要なのかなと思うのは、残ったものを基金に積むという考え方と、入ったものを一旦、いわゆる特別会計のように、入ったものを一旦基金に入れて、そこから必要な財源として基金から支出をすると、事業費用として支出するというやり方がいいのか、今のやり方がいいのかっていうところの議論は再度必要だと思います。私は一旦基金に入れて管理をすべきだというふうに主張しましたが、当時の執行部は聞き入れてくれなかったということがあります。

○久代委員長 基金運用については、この場で皆さん、もし発言がほかにありましたら。

荒木博委員。

○荒木委員 取りあえず採用するということで、後でまた、ここでするよりはいいんじゃないかと思います。

○久代委員長 文章を作るのに当たって、やはり J-クレジット運用機金ですよーね……。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 基金には目的というのが明確に示されるわけですし、結局その考え方だと思うんです。あまり範囲を狭くしてしまうとそれしか使えないよとなるわけですし、条例を変えればまたそれは可能かもしれませんが、やっぱりそこら辺りの考え方っていうのは、この場で結果が出ることではないと思うんですよ。基金、目的を明確にしてしまうと一般財源としても違うところに使えないと、融通性がなくなるという反面もあるわけなので、そこら辺は慎重にやっぱり検討すべきことであって、なかなかそれを検討しなさいっていう言い方はできるんですけども、ここの審査意見として出すというのは難しいと私は思います。

○久代委員長 私も非常に難しいなと、意見として文言にするのは難しいなと感じています。

荒木博委員

○荒木委員 次の項目にもこれが一つ上がってますよね。Ｊ－クレジット売払い収入及び……。

○久代委員長 いやいや、それは一緒に審査してますよ。

○荒木委員 一緒にされます。

○久代委員長 冒頭申し上げました。一緒に審査する。

○荒木委員 ですから、もう簡潔にして、この使途を明示されたい、これでいいんじゃないですか。採用ということで、これで。（発言する者あり）要するに決算ですから、決算審査でＪ－クレジットの売上げの収入及び使途を明示されたいと、これで私はよろしいと思います。

○久代委員長 それでは、このＪ－クレジットの意見については、後ほどきちっと文章を整理して、再度提案をするということで取り上げるということでよろしいでしょうか、皆さん。（「はい」と呼ぶ者あり）

次、林業後継者育成対策事業、１４３ページです。

森林環境譲与税の使途を、会計年度独立の趣旨に沿って分かりやすく明示されたい。総務課のところで冒頭、最初にありましたけども、それと一緒にまとめてもよろしいですか、皆さん。（「異議なし」と呼ぶ者あり）一般会計の歳入と基金のほうで意見として上げるように決まっていますんで。

それでは、続いて、木質バイオマス、決算書には記述がありませんでした。これは私が

意見として提案しました。

令和3年9月7日の定例会に提案された、日南町過疎地域持続的発展計画、令和3年4月1日から令和8年3月31日に、木質バイオマス発電事業、事業が助成計画されているが、木材団地の井戸の試掘調査だけに終わっている。その結果、木材第2団地の活用は、令和3年度は空白の1年となった。同地の有効活用について早急に検討されたいということとであります。

皆さんの発言を求めます。

大西保委員。

○大西委員 一般質問でしたかね、されまして、私も昨年これ、県に言いましたけども、町長がゼロベースというような発言に近いことを言われました。正式に決まってからですね、どうかなと思います。今、口頭だけなので、私は、この同地の有効活用について早急に検討されたいというのにちょっと、別にそこはそのまま置いといて、本当に有効に活用できるように事業が来たときにやればいいんで、今急いでその活用を検討する必要はないと私は思っております。

○久代委員長 坪倉委員。

○坪倉委員 まず確認ですけども、この文章について、過疎計画にある木質バイオマス発電事業を進めるという立場なのか、土地の有効利用について検討すべきという趣旨なのか、どちらか非常に分かりにくいです。過疎計画を持ち出すならば、バイオマス発電事業が実現するように取り組むべきだっという書き方になると思いますし、それをしながら有効利用か検討しなさいっていうのは、矛盾があると思いますので、これはどちらかにすべきだと思います。木質バイオマス事業、今、構想、計画をされたものは、もう事実上ないと私も本会議のやり取りを聞いて思いましたし、もうその合同会社から森林組合も撤退をしている状況からして、なかなか難しいだろうというふうに思います。

○久代委員長 ちょっと参考までに、森林組合の5月27日に総大会がありまして、令和3年度の事業の中には、バイオマスの発電されている、実際に現地視察されたり、役員会で何度か、3回でしたかね、活動記録にありました。それから、令和4年度もバイオマス事業を進めるという計画の中に記述があった関係で、あえて町も過疎地域の持続計画にもっている関係で、きっちりと整理しておかないといけないのかなという意味で、私は提案をいたしました。以上です。

岡本健三委員。

○岡本委員 委員長が今おっしゃった趣旨で出すのは私は賛成です。しっかりと土地の活用について整理してほしいという、そういう意見を出すのは私は賛成ですけども、本章はもうちょっと練られたほうがいいのかなと思います。

○久代委員長 もともと、前増原町長の時代に、林野庁の補助金事業があって、林業成長産業化モデル事業という中でバイオマス発電も計画された経過があるんですよね。ですから、それを中村町長も承継されて、この自立計画に明記してあるんです。ただ、令和3年4月1日から令和8年3月31日というスタンスのスパンの幅があるので、何とも言えませんが、一応、気になっていることなので提案しました。

近藤仁志委員。

○近藤委員 同僚委員のほうからいろいろ意見が出とります。やはり木質バイオマス発電事業の計画というのは、この第2団地に限らずに進めてよいわけでありまして、実際問題として。やはりこれが進めるのは、国もそういった形での取組を強化されるということで、これを取り組むのを阻害するのはおかしいわけで、違うと思います。だから、第2団地の活用というのをもしあれなら、木質バイオマス発電事業の助成を進めるという、この発案者の方が言いたいのか、第2団地の活用を早急に検討されることを発案するのか、だけん、それによって違うと思います。やはり第2団地の活用というのは、同僚委員もおっしゃったけど、もう今の段階でそんなに急いでせんでも、要するに貯木場としても活用もあるし、それなりの活用があつとりますので、明確な活用があるまでは、取りあえずいろいろ検討されてもよいと思います。ただ、木質バイオマス発電事業というのは、これもなかなか、やらないけんということだけど、なかなか手がつけれんという実態があるわけですし、なかなかこれをこのたび決算書に載せるのは、議会としてこうするべきだというのがなかなか言えない状態にあるんじゃないかと思います。以上です。

○久代委員長 分かりました。

荒木博委員。

○荒木委員 先ほど近藤委員も言われましたが、この木質バイオマス発電事業というのは、私はもう白紙になったというふうに理解しておりますし、井戸については、要するに第1団地の井戸ということで試掘した井戸でありますし、改めてここで取り上げる必要はないというふうに思います。

○久代委員長 分かりました。（発言する者あり）いやいや。

それでは、この意見を取り上げた方がいいという皆さんの挙手を求めます。

○岡本委員 委員長、ちょっと待ってください。結局、どういう趣旨というか、やっぱりこの文章自身がよく分からないです取り上げるかどうかという以前に。意図はということ、意図は、だから、何ていうのかな、はっきりして方針を示してくださいっていう、そういう意味合いならば、私は取り上げてもいいと思いますけども、そういうことなんでしょう。

○久代委員長 井戸の試掘については2年度の決算書の意見書に上げています、井戸についてはね。ただし、それも、荒木委員は第1団地と言われましたけども、第2団地も含めた井戸の試掘だったと私は理解してます。第2団地も含めた。そうすると、当然、木質バイオマス発電、おとし森林組合の職員の皆さんをお呼びして、議会で全員お聞きしましたよね。たまたま令和3年度には、全然決算書には上がっていませんでしたけども、一応懸案だということで、本当に第2団地の有効活用ということは、バイオマス発電だけに限定するのかなのかという意見は大西委員も言われましたように、それは執行部も検討されると思いますし、町有地ですからね、ですから、やっぱり有効活用も検討していただきたいということで提案しました。だから、バイオマス発電と第2団地の有効活用はかぶっていますけども、私は、できればバイオマス発電は、そこまで議会もいろいろ研究してきた経過があるので、誘致企業はどこにせよ、やっぱりバイオマス発電、日南町も木材の町であるので、やっぱり再生可能エネルギーの一つとして取り組んでいただきたいという意味も込めてです。（「委員長さん、採決していきましょう」と呼ぶ者あり）

採決したほうがいいということなので、取り上げるべきだとお考えの方の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 ゼロですか。取り上げなくてもいいという。

それでは、この木質バイオマスについては、取り上げないということに決しました。

続いて、教育課ですね。外国語教育推進事業、169ページ。

国際交流は、iPadなどを使ったオンラインでの交流や留学生との交流に重点を移すべきである。航空機による長距離の移動は、環境負荷や感染症のリスクが大きく教育上もあまりよくないという意見です。

岡本委員。

○岡本委員 国際交流ですね。シアトルへの行くというのは、令和3年度も令和2年度に続いて行われませんでしたけれども、まだ、でも、事業としてどう中核に添えられてるよ

うですので、やっぱり、そもそもやめたほうがいいんじゃないかと。オンラインについては計画はされてたそうです。計画はされてたけど令和3年度中はちょっと、先方の都合もあってできなかったということなんですけど、どちらかというとそちらを推し進めていってほしい。あと、国内に来られる留学生との交流ですね。これもちょっとコロナの関係でなかなか今はできてないようではございますけれども、そちらのほうに重点を移していただきたいと、航空機というのも今非常に矢面に上がっている道具ですので、そういったところも非常に考えていただきたいということです。

○久代委員長 櫃田委員。

○櫃田委員 まず、令和3年度、コロナ禍によって事業が中止されております。それで、これが令和3年度の決算の意見書に当然上げる必要はまずありません。もう一言言いますと、提案者は毎年この意見を言われてます。そのほかの意見もそうなんですけども、審査意見ではなくて自分の意見をただ言われてるように感じます。教育長の教育に対する考えは、ライブ、本物を大切にすることです。現在、コロナ禍でシアトルの研修は中止されておりますけども、京都の留学生との交流も中止されておりますけども、やはり現地でネイティブスピーカーの人たちと会話をする、それから、自分の目で見たり行動するっていうことが経験が大切です。だから、この事業をやっぱり否定されてるのもちょっとおかしいと思いますし、まず、これを上げる必要はないと思います。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 個人的な意見をということでしたけど、今言え、今、櫃田委員の意見も個人的な意見なわけですし、それを言うなというのは不可能なんですけど、それで、そもそも国際交流の在り方として、全員行くなるともかくとして、行けない生徒さんもあるという、半分ぐらいしか行けないというような問題も、改めて言うと、そういう問題もありますし、個人で行くの勝手ですよ。個人で行くのは交流したいと。あるいは、あと、もうちょっと年齢が高くなった時点で、高校生とか大学生ぐらいで行くというのも私は非常に効果があると思いますけれども、あえて小・中学生の段階で行ったほうがいいのかってことには、私は疑問を感じます。

○久代委員長 それでは、この件については採決を採りたいと思います。

意見として上げるべきという委員の皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 岡本委員1名であります。

取り上げなくてもいいと。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 多数でございます。よって、外国語教育推進事業については、取り上げないということに決しました。

続いて、生涯教育総合推進事業、１７７ページです。

社会教育計画にある若者たちが地域社会に関心を持ち、町の将来を語り合う機運が高まる取組を充実させたいという意見でございます。

坪倉委員。

○坪倉委員 これ書きましたけども、令和３年度の実績認定が明確でないので、取り下げます。

○久代委員長 坪倉委員から取り下げるという発言でした。上げなくてもいいという。

という提案者からの発言がございましたけど、どうでしょうか、皆さん。取り上げなくてもいいということでよろしいでしょうかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

生涯教育総合推進事業については、取り上げないということに決しました。

続いて、総合文化センター管理事務費、１８２ページ。

これは、指定管理の決算書のページですか。（発言する者あり）調書のページですね。

日南邑と町が委託している指定管理者にあっては、契約期間内において、毎年同額の委託料である。ただし、総合文化センター委託料は、毎年度ごとの協議により決定している。このうち、企画運営事業は町からの委託事業であり、毎年度事業費が異なるのは理解できる。しかし、管理委託料は経費を積み上げたものであり、決算時には実績により費用を精算すべきである。総合文化センター委託料の在り方について、再検討されたいという意見でございます。

櫃田委員。

○櫃田委員 先ほど委員長述べられたとおりでございます。ここに書かれてあるとおりでございます。企画運営事業費は、委託事業であり、これはやはり金額が前後しても理解できますが、やはり管理委託料は、いろいろ経費を積み上げて、積算もしてあるし実績もありますので、やっぱり費用を精算すべきであり、今回、文化センターのところで少しありましたので、やはり委託料の在り方を含めて再検討していただきたいなということでございます。

○久代委員長 岡本委員。

○岡本委員 この問題、分からなくはないんですけども、ただちょっと微妙な問題なのは、契約としてもうされてる、そういう計算をするという成約がされてるんであれば、それは、途中で契約を変えてくれというのはちょっと難しいこともありますし、やっぱり契約内容と指定管理の、これが何年まででしたっけ、まだもう少しあるんじゃないかと思いますが、指定管理の年限が。そういったことも加味して、ちょっとこれは慎重に検討したほうがいいんじゃないかと私は思いますけど。

○久代委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 ちょっとお伺いしますが、管理委託料は、経費を積み上げたものであり、決算時には実績により費用を精算するべきであるとありますが、要するに日南邑も、その他の町が委託してる指定管理に至っても、管理委託料を、経費積み上げたものではないように一括して、その管理委託料という名目で出されていると思いますが、だけん、それを決算時に実績によって費用を精算するという手法は取られていないような気がしますが、その点がちょっと分かりません。

○久代委員長 櫃田委員、答弁。提案者からの答弁を求めます。

○櫃田委員 私はそのように感じたんですけども、ちょっとやはり再検討、自分も含めてちょっと再検討してみたいと思います。

○久代委員長 そのほか皆さん。

荒木委員。

○荒木委員 文化センターの管理委託料については、ほかの日南邑、ゆきんこ村は、イチイ荘と。若干形態が違うので、この際、検討をしてみるのもいいことじゃないかなというふうに思います。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 検討するというのを議会から言うということは、問題点が、こういう問題があるので再検討するという形で議会から意見として出すべきではないかと思います。ただ単に、日南邑とは形態が違うので検討しろという文言の書き方でよいのか悪いのかというのは、ちょっと考えます。疑問に思います。

○久代委員長 坪倉勝幸委員。

○坪倉委員 近藤委員が言われたように、日南邑等と違ってることが問題であるかどうか、その違ってることが問題だとすれば、どこを改善、どういうふうにすべきかっていうところが議論をしていかないと、ただ検討せよということではいけないと思いますし、この

提案者の思いが日南邑などと違ってること自体が悪いというふうに捉えておられるのかどうなのかっていうことも気になることであります。施設管理料もそうですけども、文化センターについては、貸し館料金などの使用料金も指定管理者が収受するという事になってない。町が直接収受するという事になってる。その辺の違いもあったりして、他の観光誘客施設とは違う面があるので、私はそれほど大きな問題ではないというふうに思っています。

○久代委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 いろいろ意見ありがとうございます。取下げさせていただきます。

○久代委員長 提案者が取り下げられなくても、この意見を、ちょっとまずい発言だったかなと思いますけども、全体の決算審査の中で、皆さんがこの出された意見をどうするかということについては決めますので。

それでは、総合文化センター管理事務費、182ページについての、取り上げるべきだとの委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 2名ですね。

取り上げなくてもよいとお考えの委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもよいとの委員が多数でございました。よって、総合文化センター管理事務費については、取り上げないことに決しました。

それでは、最後になりますね。日南病院です。246ページ。

令和3年度、看護師2名、作業療法士1名の採用と職員就職支度金制度を6名の方が利用され、令和4年度採用が予定されております。若い年代の採用は喜ばしいことであるが、世代間のギャップも懸念される。また、長く勤務していただくためにも、職場環境など、開かれた内部改革の取組を強化、推進されたいという意見でございます。

近藤仁志委員。（「これ、取り下げます」と呼ぶ者あり）（笑声）

○近藤委員 断じて取り下げません。

取りあえず、自分とすれば、この日南病院の長年の懸案事項でありました新規看護師の採用というのが、大変今まで問題でありましたが、近年まれなるほど、今年6名、就職支度金を使われて、結果として6名の方が使われ、今年度6名の方が就職されたということで、若返りが進んで大変よろしいことだと思いますけど、それとあわせまして、今までの

問題として、長年勤務されない、要するに途中、途中で勤務からは離れられるということが、いろんな意味あって、ありまして、やっぱり職場環境がよいというのは大きな、新規就職者にとってポイントになると思います。それで、一昨年は会をしとったけど、昨年、3年度は、こういった職場内の、コロナの関係もあって、職場内の会を開いていないということで、アンケート取っただけだったということの説明がありました。そういった意味において、やはり職場内の自由闊達な環境というのは、ぜひ強化して取り組んでいってほしいという思いです。これから先、長く日南病院が元気で明るい病院であることを願って提出しました。

○久代委員長　という提案者からの発言でございました。

荒木博委員。

○荒木委員　今の、この事業の決算審査でありますので、6、要するにこの職員の就職支援制度ということに問題があるという質問でしょう、ちょっともう一度それを、近藤委員に求めたいと思いますが、委員長、どうでしょうか。この制度に問題があるということなのかどうかというのをちと確認をしたいと思います。

○久代委員長　近藤委員。

○近藤委員　聞いてもらえりゃ分かると思いますが、職員支度制度を使って効果がありました、6名の方が、多くの方が新規に就職されました。新規に新しい方が就職されたら、次は、その次の段階として、その職場環境を整備していってほしいという意見書です。

（「決算審査です」と呼ぶ者あり）決算、だけん、これが効果があったので次もお願いしますという。（発言する者あり）いや、意見は。

○久代委員長　大西保委員。

○大西委員　私、前段の言葉は大変いいと思うんです。ただ、気になっているのは、最後の行ですね。職場環境、それから、開かれた内部改革の取組ってことは、問題があるからこうなさいというように聞こえるわけですよ。今、病院自身も毎月パンフレットですか、活動、いろいろされてますし、職員の皆さんも生き生きされてるように映っております、私自身は。それで、本当にそれが課題になるのかなと、いや、あると思いますよ。ただし、二、三年前ですか、コンサル入れられて、我々も議員の皆さんも行かれたと思うんですね、その後、大きな問題は聞こえてきてないんですが、今、あえて開かれた内部改革ということですので、大幅な、改革とか改善じゃなくて、大きく変えるということなんで、どういふことをもうちょっと具体的に、内部改革というのはどういうことなのか、ちょっともう

一遍教えいただきたいんですが。

○久代委員長 近藤委員。

○近藤委員 詳しく言うのもおかしいわけですけど、やはり日南病院の評判というの、すこぶるよいわけではありませんし、それから、医療に関しての評価が、いろんな意味であるわけなんです。そういったことを職員同士がいろんな意味で話し合ったり、医療ミスなどが発生した事例もあるわけであり、実際。そういったことを、やはりいろんな意味では話し合いながら、それから若い方とお年寄りの方と、新たに入った方の感覚と古い方との感覚とが全然違うということもあって、だから、内部改革というのは、要するに日頃、おのおのが中でいろんな問題を共有し合う取組を、開かれた環境の中でやってほしいという思いです。すぐ採択してもらっても結構です。

○久代委員長 荒木委員と岡本委員、発言ありますか。

岡本委員。

○岡本委員 いや、一般論ですか。医療ミスがあったっていうふうに聞こえましたが、医療ミスを防ぐためにという意味ですか。ちょっとよく分からなかったんですけど。

○久代委員長 近藤委員、今。

○近藤委員 答えません。

○久代委員長 発言よろしいですか。分かりました。

それでは、この日南病院の事業報告書についての、取り上げたがよいと思われる委員の皆さん、挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 よろしいですか、近藤委員。

○近藤委員 はい。

○久代委員長 取り上げなくてもよいという委員の皆さんの挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○久代委員長 取り上げなくてもよいという委員が多数でございましたので、日南病院の事業報告については、取り上げないということに決しました。

以上で、本日、午前中に、正午を過ぎましたので、大変皆さん申し訳ないと思いますが、暫時審査休憩をして、再開は、連休明け、20日ですね。20日に再開をいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、本日の決算審査特別委員会は、以上をもちまして閉会といたします。
大変長時間お疲れさまでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日
委 員 長
副委員長